

監査報告書

令和 5 年 5 月 16 日

社会福祉法人 仁寿会
理事長 竹下 三郎 様

監事 竹下 紘一 

監事 木色 多寿子 

私たち監事は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの令和 4 年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又これに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその付属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査意見

一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

一 計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

監事監査チェックリスト（業務管理編）

【1 組織経営】

項目	確認事項	チェックポイント	確認事項	適	不適	非該当
1 定款	定款の必要的記載事項（法第31条第1項）が欠けていないか、また記載された内容が事実と反していないか。	【必要的記載事項】 ①目的 ②名称 ③事務所の所在地 ④評議員の定数 ⑤評議員の選任及び解任 ⑥評議員の報酬等 ⑦評議員会 ⑧役員（並びに会計監査人）及び職員 ⑨役員（及び会計監査人）の定数 ⑩理事会 ⑪資産及び会計 ⑫資産の区分 ⑬基本財産の処分 ⑭解散 ⑮定款の変更 ⑯公告の方法	・定款	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	定款の変更を要する事項が生じた場合に定款を変更しているか。	・役員定数の変更や新規事業を行う場合に、定款の該当条文の変更を行っているか確認する。 ・基本財産を処分または取得した場合に、定款の該当条文の変更を行っているか確認する。	・評議員会議事録 ・理事会議事録 ・事業計画	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	定款の変更は、評議員会の有効な特別決議を経ているか。	・議決に加わることができる評議員（議長を含む）の3分の2以上（又は定款で定める割合）の多数をもって決議されている必要がある。	・評議員会議事録 ・評議員会開催通知 ・理事会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	決議を行った評議員会の招集や議案提出手続きは、法令や定款等に違反していないか。	・定時評議員会で2週間以上前、臨時で1週間以上前の招集が必要。 ・開催日時、場所、議案概要は理事会での決議が必要。	同上	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	評議員会決議後速やかに所轄庁による定款の変更の認可を受けているか（所轄庁の認可が不要な事項の変更については、所轄庁への届出を行っているか）。	・次に掲げる事項以外は、字句の修正等であっても、定款の変更認可申請が必要となるので注意を要する。 【変更届出事項】 ○事務所（従たる事務所も含む）の所在地 ○資産に関する事項（基本財産の増加に限る） ○公告の方法 ・速やかに所轄庁に対し定款変更認可の申請手続きが行われていない場合には、理事長にその理由について確認する必要がある。	・定款変更認可申請書 ・定款変更届出書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	定款を事務所に備え置いているか。	・何時でも閲覧ができるように、職員なら誰でも分かる場所に備え置かれている必要がある。	・定款またはその電磁的記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	定款の内容をインターネットで公表しているか。また、公表している定款は、直近のものとなっているか。	・法人のホームページを開いて定款の内容が最新のものとなっているか確認する。	・定款 ・公表方法を定めた規程 ・法人ホームページ	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
定款の施行について必要な規程を整備しているか。	以下に掲げる規程は、法人運営にとって最低限必要な規程であるので、作成の有無や規定内容の法律等との適合性について確認する。 ①定款施行細則 ②経理規程 ③評議員運営規程 ④理事会運営規程 ⑤評議員選任解任委員会運営規程 ⑥就業規則 ⑦給与規程 ⑧評議員・役員報酬に関する支給規程（支給基準）	・各規程	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2 内部管理体制	内部管理体制の基本方針を理事会において決定しているか。（特定法人は決定しなければならない。） ※特定法人とは事業活動計算書のサービス活動収益が30億円を超えるか、貸借対照表の負債総額が60億円を超える法人をいう。	・以下に掲げる事項が理事会で決定されているか確認する。 ①理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 ②損失の危険の管理に関する規程及びその体制 ③理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 ④職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 ⑤監事がその職務を補助すべき職員を求めた場合における当該職員に関する事項 ⑥⑤の職員理事からの独立性に関する事項 ⑦監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項 ⑧理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制 ⑨⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 ⑩監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針の方針に関する事項 ⑪その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制	・理事会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	内部管理体制に係る必要な規程類を策定しているか。	・内部管理が可能な業務分掌や権限委任が図られているか確認する。	・事務決裁規程 ・委任規程 ・事務分掌表	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	チェックポイント	確認事項	適	不適	非該当
	定款に定めるところにより、選任の手続きは適正に行っているか。	・理事会での評議員候補者の選定は、履歴書や誓約書を徴した上で適正に行われている確認する。 ・選任解任委員会での決議は、原則として一人一人についてなされているか確認する。 ・選任解任委員会の議事録が適正に作成されているか確認する。	・理事会議事録 ・選任解任委員会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者を選任しているか。		・選任解任委員会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	就任承諾書等により、就任の意思表示があったことが確認できるか。		・就任承諾書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	欠格事由を有する者を選任していないか。	【欠格事由】 ・被成年後見人又は被保佐人 ・社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法及び身体障害者福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ・上記の外禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員	・理事会議事録 ・選任解任委員会議事録 ・履歴書 ・誓約書等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	当該法人の役員と職員を兼ねていないか。		・履歴書 ・役員名簿	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 (1) 評議員	評議員のうちには、各評議員についてその配偶者又は三親等内の親族、その他各評議員と特殊の関係のある者を選任していないか。また、評議員のうちには、各役員についてその配偶者又は三親等内の親族、その他各役員と特殊の関係のある者を選任していないか。	【評議員と特殊の関係にある者】 ①当該評議員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ②当該評議員に雇用されている者 ③①、②に掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他財産によって生計を維持している者 ④②、③に掲げる者の配偶者 ⑤①～③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にする者 ⑥当該評議員が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員（当該評議員を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えている場合に限る。） ※業務を執行する社員を含む。 ⑦当該社会福祉法人の役員が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。） ※業務を執行する社員を含む。 ⑧支配している他の社会福祉法人（当該社会福祉法人の役員又は評議員で評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人）の役員又は職員 ⑨国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人（社会福祉法人等）においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である評議員（これらの評議員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）	・理事会議事録 ・選任解任委員会議事録 ・履歴書 ・誓約書等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員を評議員の総数の5分の1を超えて選任していないか。	・社会福祉協議会以外の社会福祉法人にあっては、関係行政庁の職員の評議員への任用は差し控えることとされているので注意を要する。	・履歴書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	実際に評議員会に参画できない者を名目的に選任していないか。		・履歴書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	地方公共団体の長等特定の公職にある者を慣例的に評議員として選任していないか。		・履歴書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	暴力団員等の反社会的勢力の者を評議員としていないか。		・履歴書、誓約書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えているか。	・定款で理事の員数を6名以上〇名以下としている法人にあっては、評議員会開催時の理事の現員数を評議員数が超えていないと評議員会が成立しないことになるので注意を要する。	・定款 ・選任解任委員会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	任期が明確になっているか。	・任期の確認は選任・解任委員会議事録で確認することになる。	・定款 ・選任解任委員会議事録 ・就任承諾書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	チェックポイント	確認事項	適	不適	非該当
	欠員は速やかに補充しているか。	・欠員が生じている場合には、理事長にその理由を確認する。 ・欠員が生じることによって、評議員の員数が理事の員数を下回った場合には、理事長に対し直ちに欠員補充の手続きを行うように勧告する。	・評議員名簿 ・辞職願	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	評議員会の招集通知を、期限までに評議員に通知をしているか。	・通知が開催日の1週間前又は定款で定める期間までに発出されているか。 ・通知文書には、必要な事項が記載されているか、議案に関する関係書類が添付されているかを確認する。 ・電磁的方法により通知した場合は、評議員の承諾を得ているか。	・招集通知に関する起案文書 ・電磁的方法により通知した場合の評議員の承諾状況が確認できる書類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	招集通知に記載しなければならない事項は、理事会で決議しているか。	・理事会において、評議員会の開催日、開催場所及び提案議題について、理事会の議案として決議しているかを確認する。	・理事会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	招集通知の省略は、評議員全員の同意により行われているか。		・評議員全員の同意が確認できる書類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	定時評議員会を毎会計年度終了後一定の時期に招集しているか。		・評議員会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	決議は必要な数の評議員が出席し、必要数以上の賛成をもって行っているか。	・普通決議には、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数（又は定款で定めた割合）以上の出席が必要である。 ※ここでいう評議員の員数については、欠員は含まないので注意を要する。 ・決議には、出席した評議員の過半数の同意が必要であるが、この場合は議長も含めた過半数となるので注意を要する。 ・利益相反等に該当する議題については、当該事項に関係する評議員は議決権を行使できないので注意を要する。	・定款 ・評議員会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	決議が必要な事項について決議を行っているか。	・決議事項が、定款に記載された評議員会の権限に関する事項に該当するか否かについて確認する。 【評議員会の決議事項】 ①理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任 ②理事及び監事の報酬等の額 ③役員並びに評議員に対する報酬等の支給の基準 ④計算書類及び財産目録の承認 ⑤定款の変更 ⑥解散及び残余財産の処分 ⑦合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡 ⑧基本財産の処分 ⑨社会福祉充実計画の承認 ⑩役員等の法人に対する損害賠償責任の免除（理事会の決議事項としたものを除く） ⑪事業計画及び収支予算 ⑫臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄） ⑬公益事業・収益事業に関する重要な事項 ※⑦（事業の全部又は重要な一部の譲渡）、⑧及び⑩～⑫は法人の判断で評議員会の決議とすることになるので注意を要する。 ・法に規定する事項及び定款で評議員会の決議事項とされた事項以外は、評議員会として決議することはできないので注意を要する。	・定款 ・評議員会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	特別決議は、必要数の賛成をもって行っているか。	・特別決議には、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2（又は定款で定めた割合）以上の出席が必要である。 ※ここでいう評議員の員数には欠員は含まないので注意を要する。 ・利益相反等に該当する議題については、当該事項に関係する評議員は議決権を行使できないので、決議に際し出席しているかを確認する。 【特別決議事項】 ○監事の解任 ○役員等の責任の一部免除 ○定款の変更 ○解散 ○吸収合併契約（吸収合併存続法人） ○新設合併契約（吸収合併消滅法人） ○役員等の法人に対する損害賠償の免除（この場合は評議員総数の全員の承認が必要）	・定款 ・評議員会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	決議について、特別の利害を有する評議員が議決に加わっていないか。		・評議員会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	チェックポイント	確認事項	適	不適	非該当
評議員会	評議員会の決議があったとみなされた場合（省略した場合）や評議員会への報告があったとみなされた場合（省略した場合）に、評議員の全員の書面又は電磁的記録により同意の意思表示を行っているか。	・電話での同意では、事後に確認できないことから認められないので注意を要する。	・評議員会議事録 ・決議等に関する評議員の同意書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	評議員会での決議を書面あるいは委任状で行っていないか。	・評議員会の決議は、評議員本人が出席して行わなければならないと法定されているので注意を要する。	・評議員会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	評議員会への報告事項が報告されているか。	・監事は、評議員会で決議される事項について事前に調査し、法令違反等不適な事項があると認めるときは、評議員会に報告する義務がある。 ・理事長が事業報告の内容を報告しているか確認する。	・評議員会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	評議員会を開催の都度、法令で定めるところにより、終了後速やかに議事録を作成しているか。	・議事録署名人が選任されているか確認をする。 ・定款で定めるところにより、議事録に署名すべき者が署名しているか確認する。 ・作成された日付が適正であるか確認する。	・評議員会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	議事録（資料を含む）は、事務所に備え置いているか。	・保存年限は主たる事務所に10年、その写しを従たる事務所に5年となっているので、それぞれの事務所で保管年限以内の議事録が保管されているか確認する。	・評議員会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に法定期間（10年間）備え置いているか。	・同意の意思表示を行った書面又は電磁的記録が、法定期間分備え置かれているか確認する。	・評議員会議事録 ・決議等に関する評議員の同意書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	議事録には、定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印しているか。	出席した評議員及び理事の全員又は議長及び出席した評議員の中から選出された2名となっているか。	・評議員会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	議事録は、議案、資料とともに保存しているか。	・議事録が電磁的記録により作成されている場合は、議案や資料が別途保存されているか確認する。	・評議員会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
議事を正確に記録しているか。（発言要旨、議事経過、表決結果等）	<p>【議事録記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開催日時及び場所 ○議事の審議経過の要約及びその結果 ○議決に特別の利害を有する評議員の氏名 ○次に掲げる意見及び発言があった場合のその要旨 <ul style="list-style-type: none"> ①監事の選任若しくは解任又は辞任に関する監事の発言 ②監事を辞任した者の辞任理由等の発言 ③議案等の法令等違反の有無に関する監事の調査報告に係る発言 ④監事の報酬に係る監事の意見 ⑤計算書類に係る監事と会計監査人の意見が異なる場合の会計監査人の意見 ○出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名 ○議長の氏名（議長を置く場合） ○議事録作成者の氏名 <p>・評議員会を開催せずに評議員会の決議があったとみなした場合には、以下に掲げる事項を記載した議事録を必要があるので注意を要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○決議があったものとみなされた事項の内容 ○決議に係る事項を提案した者の氏名 ○決議があったものとみなした日 ○議事録作成者の氏名 <p>・評議員会を開催せずに評議員会への報告事項を理事から評議員全員に通知されている場合には、議事録に以下に掲げる事項を記載する必要があるので注意を要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○報告のあったものとみなされた事項の内容 ○報告のあったものとみなした日 ○議事録作成者の氏名 		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
定款に定める員数を選任しているか。		・定款 ・役員選任に係る理事会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充をしているか。	・理事が辞職等により欠けた場合に、役員名簿を適宜修正しているか確認する。	・役員名簿 ・理事の選任に係る理事会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
欠員が生じている場合、速やかに補充の手続きを行っているか。		・役員名簿 ・理事の選任に係る理事会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
評議員会の決議により選任又は解任を行っているか。		・理事の選任に係る評議員会議事録 ・選任解任関係書類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	チェックポイント	確認事項	適	不適	非該当	
4 理事	理事の解任は、法に定める解任事由に該当しているか。	【法定解任事由】 ①職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき ②心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき	・理事の解任に係る評議員会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	就任承諾書等により、就任の意思表示があったことが確認できるか。		・就任承諾書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	欠格事由を有する者を選任していないか。	【欠格事由】 ・被成年後見人又は被保佐人 ・社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法及び身体障害者福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ・上記の外禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員	・評議員会議事録 ・履歴書 ・誓約書等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	理事のうちに、各理事について、その配偶者若しくは三親等内の親族、その他各理事と特殊の関係にある者を、上限を超えて含めていないか。	【理事と特殊の関係にある者】 ①当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ②当該理事に雇用されている者 ③①、②に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他財産によって生計を維持している者 ④②、③に掲げる者の配偶者 ⑤①～③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にする者 ⑥当該理事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員（当該評議員を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えている場合に限る。）※業務を執行する社員を含む。 ⑦国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人（社会福祉法人等）においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である理事（これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）	・評議員会議事録 ・履歴書 ・誓約書等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員（理事及び監事）の総数の5分の1を超えて選任していないか。		・社会福祉協議会以外の社会福祉法人にあっては、関係行政庁の職員の理事への任用は差し控えることとされているので注意を要する。	・履歴書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	実際に理事会に参画できない者を名目的に選任していないか。			・履歴書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	地方公共団体の長等特定の公職にある者を慣例的に理事長として選任していないか。			・履歴書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	暴力団員等の反社会的勢力の者が理事となっていないか。			・履歴書、誓約書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	理事の中に法定された要件を満たす者が各自含まれているか。	【法定要件】 ○社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 ○当該法人が行う事業の区域における福祉に実情に通じている者 ○当該法人の施設の管理者（施設を設置していない場合は除く）		・履歴書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	理事長及び業務執行理事は、理事会の決議により選定しているか。			・理事会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	定款に定める員数を選任しているか。			・定款 ・監事選任に係る理事会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充をしているか。		・監事が辞職等により欠けた場合に、役員名簿を適宜修正しているか確認する。	・役員名簿 ・監事の選任に係る理事会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
欠員が生じている場合、速やかに補充の手続きを行っているか。			・役員名簿 ・理事会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
評議員会の決議により選任を行っているか。			・監事の選任に係る評議員会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
評議員会に提出された監事の選任に関する議案は、監事の過半数の同意を得ているか。		・監事の過半数の同意は、監事候補者の同意ではなく、在職している監事の監事人事案への同意であるので注意を要する。	・監事の選任に関する評議員会の議案についての監事の同意を証する書類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
監事の解任は、評議員会の特別決議より行っているか。			・監事の解任に係る評議員会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	チェックポイント	確認事項	適	不適	非該当
5 監事	監事の解任は、法に定める解任事由に該当しているか。	【法定解任事由】 ①職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき ②心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき	・ 監事の解任に係る評議員会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	就任承諾書等により、就任の意思表示があったことが確認できるか。		・ 就任承諾書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	欠格事由を有する者を選任していないか。	【欠格事由】 ・ 被成年後見人又は被保佐人 ・ 社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法及び身体障害者福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 上記の外禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員	・ 評議員会議事録 ・ 履歴書 ・ 誓約書等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。		・ 履歴書 ・ 役員名簿	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	監事のうちに、各役員について、その配偶者若しくは三親等内の親族、その他各監事と特殊の関係にある者を含めていないか。	【監事と特殊の関係にある者】 ①当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ②当該役員に雇用されている者 ③①、②に掲げる者以外の者であって、当該役員から受ける金銭その他財産によって生計を維持している者 ④②、③に掲げる者の配偶者 ⑤①～③に掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者 ⑥当該理事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員（当該評議員を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えている場合に限る。） ※業務を執行する社員を含む。 ⑦当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該監事及び当該他の同一団体の役員、業務を執行する社員又は職員であって当該社会福祉法人の監事である者との合計数の、当該社会福祉法人における監事総数に占める割合が、3分の1を超える場合に限る。） ⑧他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員総数の半数を超える場合に限る。） ⑨国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人（社会福祉法人等）においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である監事（これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員を役員（理事及び監事）の総数の5分の1を超えて選任していないか。	・ 社会福祉協議会以外の社会福祉法人にあっては、関係行政庁の職員の監事への任用は差し控えることとされているので注意を要する。	・ 履歴書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	実際に法人運営に参画できない者を名目的に選任していないか。		・ 履歴書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	暴力団員等の反社会的勢力の者が監事となっていないか。		・ 履歴書 ・ 誓約書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者を含めているか。		・ 履歴書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	理事の職務執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。		・ 監査報告	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
期限までに特定理事に監査報告の内容を通知しているか。		・ 監査報告の内容の通知	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
理事会への出席義務を履行しているか。	・ 欠席届等により欠席の理由を確認する。	・ 理事会議事録 ・ 欠席に係る書類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	チェックポイント	確認事項	適	不適	非 該 当
	監事の全員が欠席した理事会はないか。	・法は監事が理事会へ出席することを義務付けるとともに、議事録に出席した監事の署名を求めていることから、監事全員が欠席した場合には、理事会は成立してもその議事録は監事の署名がないことで法的な有効性を欠くおそれがあるので注意を要する。	・理事会議事録 ・欠席に係る書類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	権限を有する者が招集しているか。	・理事会の招集権者は以下のようになっているのを確認する。 ○通常時は理事長又は定款で定めた理事 ○理事が開催を要求し、理事長（又は定款で定めた理事）が開催しない場合は当該理事 ○監事が開催を要求し、理事長（又は定款で定めた理事）が開催しない場合は当該監事	・理事会招集通知 ・理事会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	各理事及び各監事に対して、期限までに招集の通知をしているか。	・通知が開催日の1週間前又はこれを下回る期間を定款に定めた場合はその期間（決算理事会の場合は2週間）までになされているかを確認する。	・招集通知に関する起案文書（通知が省略された場合には、理事及び監事全員の同意が確認できる書類） ・電磁的方法により通知した場合の理事及び監事の承諾状況が確認できる書類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	決議に、必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。	・決議には、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数（又は定款で定めた割合）以上の出席が必要である。 ※ここでいう理事の員数については欠員は含まないので注意を要する。 ・決議には、出席した理事の過半数の同意が必要であるが、この場合は議長も含めた過半数となるので注意を要する。 ・利益相反等に該当する議題については、当該事項に関係する理事は議決権を行使することができないことに加え、理事会における意見陳述権もなく（理事会が認めれば意見陳述することができる）、退席を求められれば、従わなければならないと解されているので注意を要する。	・定款 ・理事会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	決議が必要な事項について、決議を行っているか。	【理事会の職務】 ①業務執行（契約行為を含む）の決定 ②理事の職務の執行の監督 ③理事長及び業務執行理事の選定及び解職	・定款 ・理事会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。		・理事会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	評議員の選任又は解任について、理事会で決議を行っているか。		・理事会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	評議員会で議決すべき事項を理事会で決議して執行していないか。	・決議がなされても無効となるので注意を要する。	・評議員会議事録 ・理事会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	書面により議決権の行使を行っていないか。	・理事会での議決は理事本人が出席して行わなければならないと法定されているので注意を要する。	・理事会議事録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	理事長及び業務執行理事に委任できない事項が、理事長又は業務執行理事に委任されていないか。	・次に掲げる事項は理事長等には委任できないので注意を要する。 ○重要な財産の処分及び譲受け ○多額の借財 ○重要な役割を担う職員の選任及び解任 ○従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 ○理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他法人の業務を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備 ○役員等の法人に対する損害賠償責任の免除	・定款細則 ・理事長等の職務の執行に関する規程	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>